

議事第 3 号

高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会要綱の一部改正について

1 改正の目的

令和 8 年度「市民にやさしい公共交通のあり方検討事業」を実施するにあたり、高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約第 10 条第 1 項の規定に基づき、同協議会内に新たな分科会として、「地域公共交通リ・デザイン分科会」を設置するもの。

2 改正内容

- ・既存の分科会を「地域モビリティ分科会」とし、新たに「地域公共交通リ・デザイン分科会」を設置するため、高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会要綱の別表を下表のとおり改正するもの。
- ・事業概要は別紙のとおり。

高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会要綱（抄） 新旧対照表

改正後			改正前
(分科会の構成) 第3条 <u>分科会の名称、協議事項及び構成する委員は、別表のとおりとする。</u> 2 分科会<u>ごと</u>に会長を置き、高岡市長の指名する職員をもって充てる。			(分科会の構成) 第3条 分科会は別表に掲げる者をもって構成する。 2 分科会に会長を置き、高岡市長の指名する職員をもって充てる。
別表（第3条関係）			別表
分科会名	協議事項	委員	高岡市長の指名する職員 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局の職員 富山県の職員（地域交通担当） 加越能バス株式会社の職員 高岡警察署の職員 高岡市連合自治会の代表 県タクシー協会高岡ブロック会の代表 富山県交通運輸産業労働組合協議会の代表 地域住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者 高岡市内で現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
地域モビリティ分科会	・ 公営バスや市民協働型地域交通システムに関する <u>こと。</u> ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画に位置付けられた事業（フィーダー補助等）の実施に関する <u>ことであつて、分科会で議論することが効率的であると<u>考えられること。</u></u>	高岡市長の指名する職員 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局の職員 富山県の職員（地域交通担当） 加越能バス株式会社の <u>役職員</u> 高岡警察署の職員 高岡市連合自治会の代表 富山県タクシー協会高岡ブロック会の代表 富山県交通運輸産業労働組合協議会の代表 地域住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者 高岡市内で現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表	
地域公共交通リ・デザイン分科会	・ 市民にやさしい公共交通のあり方検討事業に関する <u>こと。</u>	高岡市長の指名する職員 加越能バス株式会社の <u>役職員</u> イルカ交通株式会社の <u>役職員</u> 高岡交通株式会社の <u>役職員</u>	

市民にやさしい公共交通のあり方検討事業の概要等について

1 業務の目的

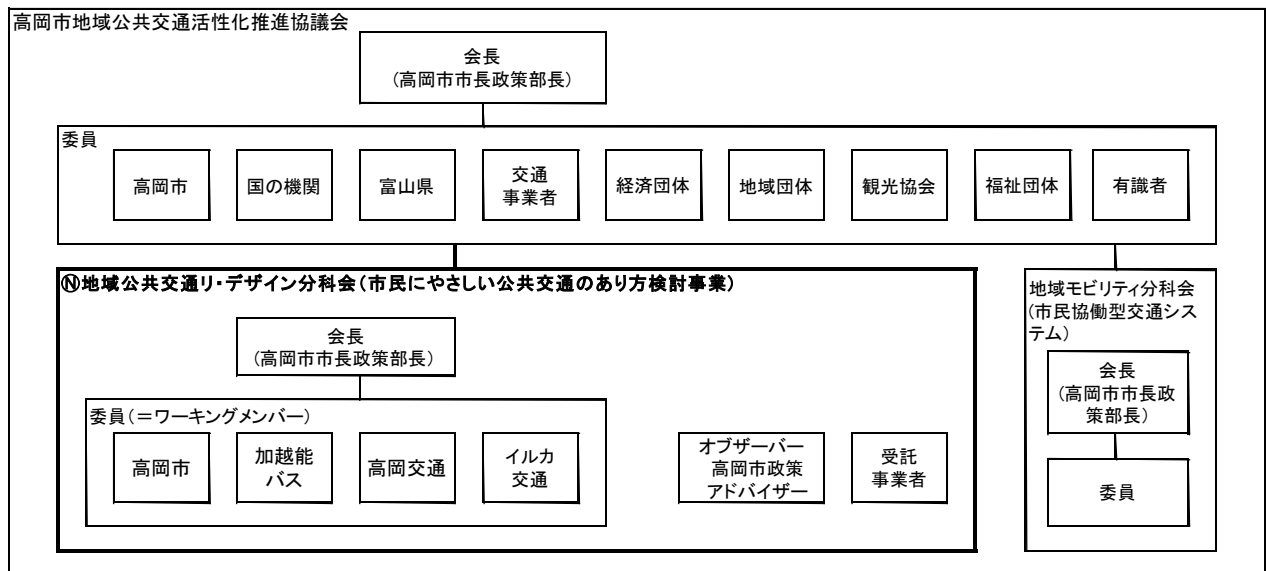
- ・行政、有識者、交通事業者とともに、路線バスの再構築について検討を進める。
- ・ワーキング等を通じ、公共交通の再構築に係る専門人材又は組織を育成する。

2 業務の内容

- ①路線バスの共同化・協業化の検討に必要な情報及びデータの収集・分析
- ②使いやすく持続可能な公共交通への見直しに係る企画・立案、ワーキング等の開催
- ③公共交通の利用に関する市民の行動変容策の検討

3 実施体制（案）

新たに設置する「地域公共交通リ・デザイン分科会」において、本事業の調査・検討を行うものとする。（下図参照）



3 今後のスケジュール（案）

- 7月2日 キックオフ
- 7～9月 路線バス等の再構築に向けて必要となるデータの収集、分析等
- ・ニーズ調査、利用実態調査
- 8～1月 共同化、協業化のあり方の検討
- ・ワーキング、関係者ヒアリング、ルート・ダイヤの見直し等に係る検討
- 自動運転導入可能性調査
- 9月末 受託事業者からの中間報告 → 新年度実施事業の検討
- 1月末 受託事業者からの最終報告
- 2月 高岡市地域公共交通活性化推進協議会における成果報告等

4 業務委託の内容（案）

(1) 委託期間

令和8年7月から令和9年1月29日まで

(2) 公募型プロポーザルにより選定した優先交渉事業者

日本経済研究所・BRIDGE OVER 共同企業体

(3) 委託金額（予定）

29,876,000円（消費税及び地方消費税を含む）

高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約第10条の規定に基づき設置される高岡市地域公共交通活性化推進協議会分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 分科会は、高岡市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）から付託を受けた事項について協議する。

（分科会の構成）

第3条 分科会の名称、協議事項及び構成する委員は、別表のとおりとする。

- 2 分科会ごとに会長を置き、高岡市長の指名する職員をもって充てる。
- 3 会長は、分科会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長は、協議事項に応じ、その都度出席委員を選出するものとする。
- 6 分科会は、必要に応じて学識経験者等の者の出席を求めることができる。

（分科会の運営）

第4条 分科会の会議は、協議会の会長が必要に応じて召集する。

- 2 会議は、前条第5項の規定により選出された委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 分科会の議決の方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。
- 5 前項の定めに関わらず、協議事項が協議会規約第4条第4号及び第5号に定めるものである場合は、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づき、分科会の議決を行うことができるものとする。
- 6 会長は、分科会の協議内容を協議会へ報告するものとする。
- 7 分科会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正

かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重)

第5条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が分科会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月2日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項	委員
<u>地域モビリティ分科会</u>	・ <u>公営バスや市民協働型地域交通システムに関すること。</u> ・ <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画に位置付けられた事業（フィーダー補助等）の実施に関することであって、分科会で議論することが効率的であると考えられること。</u>	高岡市長の指名する職員 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局の職員 富山県の職員（地域交通担当） 加越能バス株式会社の役職員 高岡警察署の職員 高岡市連合自治会の代表 富山県タクシー協会高岡ブロック会の代表 富山県交通運輸産業労働組合協議会の代表 地域住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者 高岡市内で現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
<u>地域公共交通・デザイン分科会</u>	・ <u>市民にやさしい公共交通のあり方検討事業に関すること。</u>	高岡市長の指名する職員 加越能バス株式会社の役職員 イルカ交通株式会社の役職員 高岡交通株式会社の役職員